

地域密着型サービス整備・運営事業者募集要項（令和5年度・令和6年度整備）に関する質問事項への回答

足立区介護保険課
令和5年7月3日

NO	募集要項 該当箇所	質問内容	回 答
1	1 ページ	<p>【共通】 花畑地区の日常生活圏域は、北東地区で間違いないか。</p>	<p>花畑地区の日常生活圏域は、北東地区になります。</p>
2	2 ページ	<p>【共通】 物件を賃借して整備する計画であるが、賃貸借契約は、期間3年間の自動更新での契約は可能か。</p>	<p>賃貸借契約は、期間3年間の自動更新での契約は不可です。 事業の存続に必要な期間として、20年以上の建物賃貸借契約（更新条項付）が必要になります。 また改修の場合、次の点も確認してください。 1 改修後に施設を支障なく使用できること。 2 既存建物の築年数や、改修後長期間の事業継続の確実性。</p>
3	3 ページ	<p>【グループホーム】 2階以上の居室へバルコニーの設置は絶対条件か。</p>	<p>各居室に面したバルコニーの設置は、必須条件です。 設置の際、バルコニーは原則として非常階段に接続しており、バルコニーの幅は、車椅子での通行を想定し、目安として有効90cm以上を確保してください。</p>
4	3 ページ	<p>【グループホーム】 計画敷地の形状により2階バルコニーが設置できない場合、それに代わる避難器具を各室に設置することで、バルコニーの代替とすることは可能か。</p>	<p>各居室に面したバルコニーの設置は、必須条件のため、避難器具等で代替とすることはできません。</p>

NO	募集要項 該当箇所	質問内容	回 答
5	4 ページ	<p>【グループホーム】 「1 事業所について 2 ユニットの整備」とあるが、3 ユニットの協議は可能か。</p>	<p>今回は、総量規制に該当するため、2 ユニットでの募集です。3 ユニットでの協議は、不可です。</p>
6	5 ページ	<p>【グループホーム】 現在の物価高騰に伴い、補助金を活用した場合でも令和 5 年 1 月の区内平均家賃を超える家賃設定を行うことは可能か。</p>	<p>区内平均家賃を超える家賃設定を行うことは可能ですが、低所得者に配慮した家賃設定が必要です。家賃設定の際は「認知症高齢者グループホーム整備事業審査要領別紙」の内容に沿っていただくようお願いいたします。</p>
7	5 ページ	<p>【共通】 1 施設あたりの補助金は、総工費に関わらず一律交付されるのか。若しくは総工事費の何%分かが支給されるのか。</p>	<p>1 施設あたりの補助金は、一律支給または総工事費に対する一定の割合で交付されるものではありません。補助金の金額は、補助上限額と対象経費の実支出額を比較し、いずれか少ない額で東京都知事から内示を受けた額を超えない範囲の額となります。</p>
8	提出書類	<p>【共通】 備品内訳表【様式 9】について項目には、備品の型番まで詳細に記載する必要があるのか。型番まで記載する必要がない場合、関連するものを、まとめて記載してもいいか。 例)「体温計」「血圧計」「パルスオキシメーター」を「医療備品」等</p>	<p>備品内訳表に備品の型番まで詳細に記載する必要はありません。関連する項目をまとめて記載することも可能ですが、わかりやすくまとめるよう努めてください。</p>
9	6 ページ	<p>【共通】 備品内訳表【様式 9】に記載した内訳と、実際に購入する際の項目が異なる場合、補助金の活用は認められるのか</p>	<p>本備品内訳表に記載された内容は、現時点での実態に沿った内容で記入してください。補助金申請の際、内容が著しく異なる場合は、その理由をお尋ねすることがあります。また、補助金の活用が認められるかについては、申請後の判断になりますので、現時点ではお答えすることができません。</p>

NO	募集要項 該当箇所	質問内容	回 答
10	その他	<p>【看護小規模多機能型居宅介護】 複合型のサービス提供方法について、デイサービスとショートステイを同日に利用することは可能か。</p> <p>例) 日中デイサービスを利用し、そのままショートステイを利用</p>	<p>通いサービスから引き続いて宿泊サービスを利用することは可能です。ただし、泊まりサービス費用は介護保険適用外（実費）になります。介護支援専門員がご利用者の希望や状態を把握し、適切なサービスプランを作成し、運営するようにしてください。</p>
11	その他	<p>【看護小規模多機能型居宅介護】 個室の仕切りについて、可動式のパネルを採用することは可能か。</p>	<p>宿泊専用の個室以外の宿泊室を設ける場合、利用者同士の視線の遮断が確保されるものであれば、可動式パネルを採用することは可能です。</p>
12	その他	<p>【看護小規模多機能型居宅介護】 申請した宿泊定員数以外に個室（静養室）をショートステイと同じフロアに設けることは可能か。</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護事業所の静養室は、必須要件ではありませんが、事業所判断で静養室を設置するのであれば、通いサービスと宿泊室のフロアが異なる場合は、通いサービスを提供するフロアに設置することが望ましいです。</p>
13	その他	<p>【看護小規模多機能型居宅介護】 ショートステイ利用の際、介護保険負担限度額認定証は適用可能か。</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護は、介護保険負担限度額認定証の適用対象外です。</p>
14	その他	<p>【看護小規模多機能型居宅介護】 生活保護受給者は、看護小規模多機能型居宅介護に登録は可能か。</p>	<p>東京都は、平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の指定を受けたサービス種別（事業所）は、同時に生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなします。従って、生活保護受給者の看護小規模多機能型居宅介護への登録利用は可能です。</p>